

固定資産税の軽減、資金繰りの支援措置などメリット多数！！

先端設備等導入計画

新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ(*)になります

※課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする

News

市区町村の判断により、新規取得設備の
固定資産税が最大3年間ゼロになります！！

< 先端設備等導入計画とは？ >

- ・ 中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- ・ この計画は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。
- ・ 認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

以下に該当する経営者様はお気軽にご相談ください

- 生産性向上のための設備投資を予定している
- 金融支援を受けて設備投資したいと考えている
- 「ものづくり・サービス補助金」もしくは「IT導入補助金」の申請を検討している

支援措置の内容

固定資産税の軽減

3年間にわたって
ゼロ~1/2の間で
市町村が定めた割合
に軽減されます。

資金繰りの支援

金融機関から融資を受ける際、
信用保証協会による保証のうち、
普通保険等とは別枠での
追加保証が受けられます。

補助金における優先採択

一部の補助金において
優先採択
(審査時の加点)が
おこなわれます。



制度活用の流れ

① 制度の利用を検討、事前確認・準備

- ・ 市区町村が「導入促進基本計画」を策定しているか確認します。
- ・ 設備の取得日より前に「先端設備等導入計画」の認定が必要なため、活用にあたってはスケジュールを確認します。

② 「先端設備等導入計画」の作成

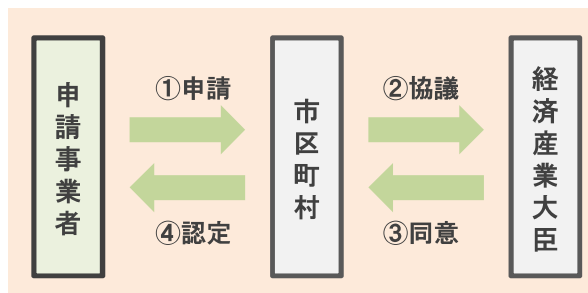
- ・ 認定支援機関(当事務所)に確認を依頼します。
- ・ 新規取得設備に係る工業会証明書の発行を依頼します。

③ 「先端設備等導入計画」の申請・認定

- ・ 市区町村長に計画申請書(必要書類を添付)を提出します。
- ・ 認定を受けた場合、市区町村から認定書が交付されます。

④ 「先端設備等導入計画」の開始、取組の実行

- ・ 税制措置、金融支援を受け、生産性向上のための取組を実行。



申請支援サービスのお申込み方法は裏面をご確認ください

先端設備等導入計画 申請支援サービスのご案内

中山寿光税理士事務所では、
貴社の設備投資にかかる優遇措置の適用をサポートします！

サービス内容(ご希望の内容を選択いただけます)

<基本サービス>

- 1 先端設備等導入計画の策定支援**
(先端設備等導入計画の策定サポート、申請・提出サポート)
- 2 税制措置の適用サポート**
(要件確認、認定支援機関の確認書作成、申請・提出サポート)
- 3 金融支援の適用サポート**
(要件確認、認定支援機関の確認書作成、金融機関との交渉補助)

<オプションサービス>

- 4 各種補助金申請サポート**
(先端設備等導入計画を加点項目とする各種補助金の申請サポート)
- 5 経営力向上計画の申請サポート**
(先端設備等導入計画とは異なる特別措置を受けられる制度の申請サポート)

初回相談	無料	基本サービス	策定・申請・提出サポート 5万円(税別) 要件確認・確認書作成 1万円(税別)
オプションサービス	要お見積り ※ 貴社の状況によりお見積りいたします。	備考	・ 全ての業務にヒアリングが伴います。

ご芳名・法人名		電話番号	
住所		業種	
ご要望	<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の申請支援を依頼したい <input type="checkbox"/> 詳しく話が聞きたい		

<お申し込みはこちらまで FAX:06-6975-0417 >

中山寿光税理士事務所 TEL:06-6972-6858
〒537-0013大阪市東成区大今里南1丁目2番11号O. Tビル3階

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

経営力向上計画策定支援サービス

<経営力向上計画とは？>

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができます。

経営のサポートを
ご存じですか？

経営力向上計画の3大メリット！

優遇税制の活用

資金調達の活用

補助金の優先採択

◆固定資産税が3年間半分になります◆

機械装置、工具、器具備品、建物付属設備を取得すると固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

※一部地域、業種は限定されます。 ※即時償却・税額控除の適用と併用することができます。

◆即時償却・税額控除の適用◆

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、即時償却・税額控除を適用できます。

※1,500万円の設備投資の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または最大150万円（取得価額の10%）を法人税・所得税から控除できます。

NEW

◆所得拡大促進税制で控除額増加◆

従業員の給与を前年度より増加させた場合、最大で増加額の25%を法人税から控除できます。

※役員等に支払った給与等は計算に含みません。

NEW

◆再編・統合等(M&A)に係る税負担の軽減◆

M&Aの際に発生する登録免許税・不動産取得税が軽減されます。
（所有権移転の登記方法により税率が異なります）

※合併による不動産の所有権移転の登記の場合、通常0.4%⇒経営力向上計画認定0.2%に軽減

◆日本政策金融公庫による低利融資◆

新事業活動促進資金を受けることで、政策公庫が掲げる基準金利に対し、-0.9%の設備資金の融資を受けることができます。

※融資を受けられない場合もあります。

◆各種補助金の加点・優先採択◆

ものづくり補助金、事業承継補助金、小規模事業者持続化補助金など審査時に加点を受けることができます。

※補助金によっては事前認定取得が必要なケースもあります。

裏面のアンケートを回答いただくと、適用できる内容が分かります。

